

# 富山短期大学施設使用規程

## (目的)

第1条 この規程は、富山短期大学（以下「本学」という。）が所管する校舎、体育館、グラウンド及び駐車場で別表に定める施設（施設内の設備及び備品を含む。以下同じ。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

## (使用の許可)

第2条 学長は、本学の教育、研究及び行事等に支障のない範囲内で、施設の使用を許可することができる。

2 次の各号の一に該当する場合は、施設の使用を許可しないものとする。

(1) 施設を破損及び汚損するおそれがあると認められるとき。

(2) 営利を目的とするとき。

(3) その他、施設の使用が不相当と認められるとき。

## (学内者等の使用)

第3条 本学の教職員、学生及び関係団体並びに富山国際大学附属高等学校及び富山短期大学附属みどり幼稚園の教職員、生徒等及び関係団体（以下「学内者等」という。）が施設を使用するときは、使用する日の1週間前までに施設使用許可願（別紙様式1）を学長に提出し、許可を得なければならない。

2 学長は、学内者等に限り、使用許可書の交付を省略できるものとする。

## (学外者の使用)

第4条 学外者（学内者以外の者をいう。以下同じ。）が施設を使用するときは、使用する日の2週間前までに富山短期大学施設使用許可申請書（別紙様式2）を学長に提出し、許可を得なければならない。

2 学長は、施設の使用を許可したとき富山短期大学施設使用許可書（別紙様式3）を交付するものとする（使用料）

第5条 学外者は、施設の使用後、本学が発行する納付書により、別表に定める使用料を指定する期日までに納入しなければならない。

2 使用料は、次のとおり減免することができる。

(1) 地域住民の団体活動等に供するものは、免除とする。

(2) 学外の教員等が参加する研究会等で、学内教員が主催及び責任者となっている場合には、半額を減額とする。

(3) その他、学長が特別の理由があると認める場合には、減免できるものとする。

## (使用時間)

第6条 施設を使用できる時間は、原則として午前9時から午後7時までとする。

## (損害賠償)

第7条 使用者は、故意又は重大な過失により施設を破損し、又は滅失した場合は、その損害を賠償しなければならない。

## (使用注意事項)

第8条 使用者は、施設使用許可願又は富山短期大学施設使用許可申請書に記載してある使用注意事項を厳守するとともに、係員の指示に従わなければならない。

附 則

この規程は、平成19年2月1日から施行する。

附 則

別表の改正規定は、平成21年5月1日から施行する。

附 則

別表の改正規定は、平成25年11月1日から施行する。

別表

施 設 及 び 使 用 料

建 物 区 分	施 設 名				2時間の基本使用料（円）	
	教 室 等 の 番 号	名 称 等	収 容 人 員 (名)	面 積 (㎡)	通常期(3、4、 5、10、11月)	冷暖房期(1、2、 6、7、8、9、12月)
A 館	A105	応接室	8	30.0	1,500	1,900
	A108	調理実習室	50	132.0	4,000	5,200
	A131	学生ホール	200	516.6	4,000	5,200
	A223	合併教室	102	161.0	2,500	3,200
	A227	コンピュータ室	52	216.0	2,500	3,200
	A229	普通教室	48	81.0	2,500	3,200
	A2和室	研修室	30	231.5	3,000	3,900
	A304	合併教室	132	176.0	3,000	3,900
	A307a	演習室	12	31.5	1,500	1,900
	A307b	演習室	12	31.5	1,500	1,900
	A313	合併教室	132	190.0	3,500	4,500
	A325	コンピュータ室	52	216.0	3,500	4,500
	A327	普通教室	32	81.0	2,000	2,600
	A330	合併教室	195	189.0	3,500	4,500
C 館	C201	普通教室	60	80.7	2,500	3,200
	C202	普通教室	60	80.7	2,500	3,200
	C301	合併教室	195	285.0	4,000	5,200
D 館	D104	入浴実習室	-	91.3	3,000	3,900
	D106	介護実習室	-	146.9	3,000	3,900
	D203	演習室	10	20.2	1,500	1,900
	D206	中講義室	120	143.6	3,000	3,900
	D303	普通教室	63	75.1	2,500	3,200
	D304	普通教室	63	74.3	2,500	3,200
	D305	普通教室	63	74.3	2,500	3,200
E 館	E203	会議室	36	64.8	4,000	5,200
	E204	小児保健実習室	54	132.4	6,000	7,800
	E209	応接室	12	32.4	3,000	3,900
	E501	普通教室	54	100.0	6,000	7,800
	E504	普通教室	54	100.0	6,000	7,800
	E505	普通教室	63	106.7	6,000	7,800
	E506	普通教室	63	106.7	6,000	7,800
	E701・702	合併教室	128	177.0	8,000	10,400
	E703・704	合併教室	128	177.0	8,000	10,400

F 館	F108	第1調理実習室	65	212.4	13,500	17,500
	F106	第2調理実習室	65	196.2	13,500	17,500
	F204	合併教室	128	151.2	8,000	10,400
	F205	合併教室	128	156.6	8,000	10,400
	F203	多目的教室	128	211.6	8,000	10,400
	F202	普通教室B1	54	78.3	6,000	7,800
	F302	普通教室B2	54	78.3	6,000	7,800
	F503	普通教室A1	33	50.4	4,000	5,200
	F502	普通教室A2	33	50.4	4,000	5,200
G 館	G106	学生ホール	363	700.69	18,000	23,400
	G203	多目的ホール	1,100	1256.19	14,000	—
グラウンド					5,000	
駐車場（学外駐車場も含む。）					無料	

(備考)

- 1 体育館及びグラウンドの使用は、授業、クラブ活動及び行事等を最優先する。
- 2 使用料は、予定する使用時間数を2で除して算出する単位数に、基本使用料を乗じて得た金額とする。使用時間数に2時間未満の端数がある場合は、2時間とする。
- 3 通常期であって冷暖房を使用する場合は、冷暖房期の基本使用料を適用する。
- 4 使用料に消費税を含む。